

# 第9期 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2025年6月26日（木曜日）  
午前10時（受付開始時間は9時30分）

## 場所

東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号  
渋谷東口ビル5階  
TKPガーデンシティ渋谷 ホール5A

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 決議事項

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 資本金の額の減少の件                                 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件                                  |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件                                |
| 第4号議案 | 社外取締役を除く取締役に対する事後交付型株式報酬制度の導入に伴う取締役の報酬決定の件 |
| 第5号議案 | 社外取締役に対する事後交付型株式報酬制度の導入に伴う社外取締役の報酬決定の件     |

証券コード 336A  
2025年6月11日

(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

## 株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番4号  
ダイナミックマッププラットフォーム株式会社  
代表取締役社長 吉村修一

## 第9期定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第9期定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記のウェブサイトに「第9期定期株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.dynamic-maps.co.jp/ir/meeting/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名（ダイナミックマッププラットフォーム）又は証券コード（336A）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 興

## 記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始時間は9時30分）

2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル5階  
TKPガーデンシティ渋谷 ホール5A

### 3. 目的事項

- 報告事項**
- 第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

**第1号議案** 資本金の額の減少の件

**第2号議案** 取締役4名選任の件

**第3号議案** 補欠監査役1名選任の件

**第4号議案** 社外取締役を除く取締役に対する事後交付型株式報酬制度の導入に伴う取締役の報酬決定の件

**第5号議案** 社外取締役に対する事後交付型株式報酬制度の導入に伴う社外取締役の報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱いいたします。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。インターネット又は書面による議決権行使については、次ページ以降をご参照ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただきても、株主ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては書面交付請求の有無にかかわらず一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月26日(木曜日)午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月25日（水曜日）午後6時到着まで

インターネット等による議決権行使の場合



次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年6月25日(水曜日)午後6時まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4、5号議案

- ・賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
  - ・反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

- ・全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に〇印
  - ・全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に〇印
  - ・一部の候補者に  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に〇印をし、  
反対する候補者の番号を  
記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

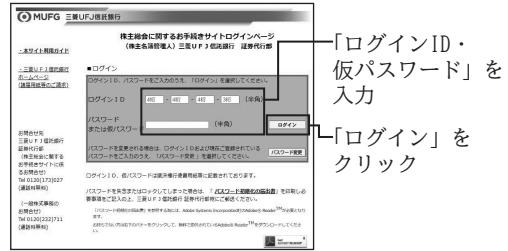
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 [サイト](https://evote.tr.mufg.jp/)

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の柔軟かつ機動的な資本政策を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えることについてご承認をお願いするものです。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

#### 1. 減少する資本金の額

資本金の額2,755,120,000円のうち、2,655,120,000円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えたいと存じます。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が本減少の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### 2. 資本金の額の減少が効力を生じる日

2025年8月31日

## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社ガバナンス体制の一層の強化を図るべく、社外取締役1名を増員し、社外取締役2名を含む取締役4名を選任することのご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、新任の社外取締役（志賀俊之氏）は2025年7月1日付けで当社の取締役に就任するものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="margin: 0 10px;">よし むら しゅう いち</span> <span>吉村修一</span> <span>(1982年5月18日生)</span> </div> | 2005年4月<br>2012年7月<br>2015年7月<br>2017年6月<br>2017年7月<br>2020年11月<br>2021年6月<br>2022年1月<br>2022年10月<br>2024年6月<br>2024年6月 | 三井物産株式会社入社<br>株式会社産業革新機構（現株式会社産業革新投資機構）入社<br>同社ヴァイスプレジデント<br>当社社外取締役<br>株式会社産業革新機構（現株式会社産業革新投資機構）ディレクター<br>当社取締役副社長、Ushr Inc.（現Dynamic Platform North America, Inc.）Director<br>当社代表取締役副社長<br>当社代表取締役社長CEO（現任）<br>株式会社DMP Axyz（現ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社）取締役（現任）<br>Dynamic Map Platform North America, Inc. Chairman（現任）<br>Dynamic Map Platform Europe, GmbH Managing Director（現任） | —           |
| 2     | <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span> <span style="margin: 0 10px;">あそ う のり こ</span> <span>麻生紀子</span> <span>(1960年1月28日生)</span> </div>    | 1982年4月<br>2005年4月<br>2009年4月<br>2019年10月<br>2020年4月<br>2021年7月<br>2023年6月<br>2024年6月                                   | 三菱電機株式会社入社<br>同社鎌倉製作所衛星情報システム部地上システム課 主席技師長<br>独立行政法人宇宙航空研究開発機構 出向<br>当社出向 技術企画部長<br>当社入社 執行役員 技術企画部長<br>当社執行役員<br>当社取締役<br>当社取締役グループ技術・生産担当（現任）                                                                                                                                                                                                                                      | —           |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------|
| 3     | <p>再任 [社外] 独立</p> <p>すず き ひで かず<br/>鈴木 秀和</p> <p>(1982年7月18日生)</p> | <p>2005年4月 大和証券SMBC株式会社（現大和証券株式会社）入社</p> <p>2018年9月 株式会社アトラエ入社</p> <p>2018年12月 同社取締役CFO（現任）</p> <p>2020年7月 株式会社アルティーリ取締役CFO</p> <p>2022年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br/>           長年にわたる大手金融機関での従事及びCFOとしての経営への参画を通じて金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に関し有益な指摘や意見をいただけることを期待しております。これまででも当社社外取締役として有益な指摘や意見をいただきしており、社外取締役として適任であると判断しております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  | —           |
| 4     | <p>新任 [社外] 独立</p> <p>し が とし ゆき<br/>志賀俊之</p> <p>(1953年9月16日生)</p>   | <p>1976年4月 日産自動車株式会社入社</p> <p>1999年7月 同社企画室長、アライアンス室長</p> <p>2000年4月 同社常務執行役員</p> <p>2005年4月 同社最高執行責任者</p> <p>2005年6月 同社代表取締役、最高執行責任者</p> <p>2013年11月 同社代表取締役副会長</p> <p>2015年6月 同社取締役副会長</p> <p>株式会社産業革新機構 代表取締役会長（CEO）</p> <p>2016年6月 武田薬品工業株式会社 社外取締役</p> <p>2017年6月 日産自動車株式会社 取締役</p> <p>2018年9月 株式会社INCJ 代表取締役会長（CEO）<br/>(2025年6月30日退任予定)</p> <p>2020年6月 当社社外取締役</p> <p>2022年11月 株式会社技術承継機構 社外取締役（現任）</p> <p>2023年1月 株式会社and Capital 社外取締役（現任）</p> <p>2024年12月 株式会社スマートドライブ 社外取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br/>           長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待し、当社の経営に関し有益な指摘や意見をいただけることを期待しております。過去にも当社の社外取締役として有益な指摘や意見をいただきしており、社外取締役として適任であると判断しております。</p> |  | —           |

- (注) 1. 鈴木秀和氏及び志賀俊之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 鈴木秀和氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
3. 当社は、鈴木秀和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立社外役員として届け出しております。同氏の再任が原案どおり承認された場合には、同氏を引き続き独立社外役員とする予定であります。
4. 志賀俊之氏は、株式会社INCJの代表取締役会長（CEO）を2025年6月30日に退任し、同社の職を一切有しないこととなる予定であります。同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立社外役員として届け出る予定であります。
5. 当社は鈴木秀和氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額としております。同氏が原案どおり再任されると、当社は同氏との間の上記契約を継続する予定であります。また、志賀俊之氏の選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 前記各候補者と当社の間に特別な利害関係はございません。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき予め補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  | 所有する当社の株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------|
| 1     | <p>新任<br/>わた なべ なお ひさ<br/>渡 邊 尚 久<br/>(1964年3月4日生)</p> | <p>1986年4月 三菱電機株式会社入社<br/>2011年4月 同社宇宙システム企画部長<br/>2014年4月 同社電子システムコンプライアンス部 次長<br/>2020年7月 当社入社 管理部長<br/>2024年4月 当社内部監査室長（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】<br/>渡邊尚久氏は、三菱電機株式会社及び当社において管理分野における責任者を歴任し、同分野における相当程度の知識を有しています。また、当社の内部監査業務を2年超経験していることから、当社の監査業務をより充実させることができると判断し、補欠の監査役候補者といたしました。</p> |  | —           |

- (注) 1. 当社は、渡邊尚久氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額とする契約を締結する予定であります。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。渡邊尚久氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 渡邊尚久氏と当社の間に特別な利害関係はございません。

## 第4号議案　　社外取締役を除く取締役に対する事後交付型株式報酬制度の導入に伴う取締役の報酬決定の件

当社の取締役の報酬は、2023年9月29日に開催した臨時株主総会において、上場申請が承認されることを条件として、当該上場日付で、取締役の金銭報酬の上限を年額5億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内。以下、「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただきました。

今般、当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確化することにより、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）を一定の期間後に割り当てる事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を新たに導入することとし、上記の基本報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する本制度に関する報酬等（当社株式の割当てのための金銭報酬債権及び金銭）の総額及び株式数を、年額8千万円以内、年6万6千株以内と設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、本制度に関する報酬等の総額及び株式数の上限の範囲内で当社株式と引き換えにする払い込みに充てるための金銭報酬債権及び金銭を支給することにつきご承認をいただくものであり、ご承認をいただいた範囲内で当社取締役会が本制度の具体的な内容等を決定することになります。なお、当社取締役会が本制度の具体的な内容を決定する際には、報酬諮問委員会の答申を得ることといたします。

また、本議案における報酬等の総額、発行又は処分をされる当社株式の総数その他本議案に基づく対象取締役への当社株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、現在の取締役は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されると、対象取締役は2名となります。

### （1）概要

本制度は、対象期間にかかる報酬として、事前に定める数の当社株式及び金銭を当該対象期間終了後に交付する類型の株式報酬制度となります。対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1事業年度とします。

具体的には、当社は、本制度の導入後、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1ヶ月以内に開催する当社の取締役会において、各対象取締役に対して支給する株式ユニットの数（以下「支給ユニット数」といいます。）を事前に定めたうえで、当該各対象取締役のうち、後記

(2) の条件を満たした者に対して、対象期間にかかる報酬として、対象期間終了後に開催する当社の取締役会決議に基づき、支給ユニット数に応じて当社取締役会が定める当社株式の割当てを受けるために対象取締役が給付することとなる現物出資財産としての金銭報酬債権及び当該株式の交付に伴い生じる納税資金確保のための金銭を支給します。対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することで、当社株式について発行又は処分を受けることになります。なお、対象期間終了後に対象取締役に付与される金銭報酬債権額及び納税資金確保のための金銭額の合計額は、各対象取締役の支給ユニット数に、対象期間終了後に開催される当社株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることにより算定するものとし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分、納税資金確保のための金銭の割合については、取締役会において決定することいたします。

また、支給ユニット数に応じた当社株式の割当てのために対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額及び金銭の額が上記の本制度に関する報酬等の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、支給する当社株式の数及び金銭の額を合理的な方法によって減少させることとします。

これにより対象取締役が発行又は処分を受ける当社株式の総数は、年6万6千株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他本制度により発行又は処分をされる当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

## (2) 対象取締役に対する報酬の支給条件

対象取締役が対象期間中継続して当社の取締役の地位を有することを本制度に基づく報酬を支給する条件とし、対象取締役が、対象期間中に正当な理由なく当社の取締役を退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定めるものとします。）に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいた金銭報酬債権及び金銭は支給されず、当社株式も交付されません。

ただし、対象期間中に対象取締役が死亡により退任した場合、当該対象取締役の相続人に対して、当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で支給するものとします。なお、対象期間中に対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合、当社取締役会が必要に応じて合理的に調整す

る数の当社株式及び金銭を支給するものとします。

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会とします。）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日よりも前に到来することが予定されている時に限ります。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で支給するものとします。

#### 〈ご参考〉

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の執行役員及び従業員、並びに当社子会社の役職員に対しても、上記と同様の株式報酬制度を適用する予定であります。

## 第5号議案　　社外取締役に対する事後交付型株式報酬制度の導入に伴う社外取締役の報酬決定の件

当社の社外取締役の報酬は、2023年9月29日に開催した臨時株主総会において、上場申請が承認されることを条件として、当該上場日付で、取締役の金銭報酬の上限を年額5億円以内、うち社外取締役分は年額1億円以内（以下「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただきました。

今般、当社は、社外取締役に当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、社外取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役に対して、第4号議案と同内容の事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を新たに導入することとし、上記の基本報酬枠とは別枠で、社外取締役に対する本制度に関する報酬等（当社株式の割当てのための金銭報酬債権及び金銭）の総額及び株式数を、年額2千万円以内、年1万6千株以内と設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、本制度に関する報酬等の総額及び株式数の上限の範囲内で当社株式と引き換えにする払い込みに充てるための金銭報酬債権及び金銭を支給することにつきご承認をいただくものであり、ご承認をいただいた範囲内で当社取締役会が本制度の具体的な内容等を決定することになります。なお、当社取締役会が本制度の具体的な内容を決定する際には、報酬諮問委員会の答申を得ることといたします。

また、本議案における報酬等の総額、発行又は処分をされる当社株式の総数その他本議案に基づく社外取締役への当社株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

現在の社外取締役は1名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されると、社外取締役は2名（本総会終結時点の社外取締役は1名ですが、2025年7月1日付けで新たに社外取締役1名選任の効力が発生します。）となります。本制度の対象となる社外取締役は1名です（第2号議案における社外取締役候補者のうち、志賀俊之氏については、株式会社INCJの代表取締役会長（CEO）を2025年6月30日まで務める予定であることに鑑み、本制度の対象外とします。）。

### （1）概要

本制度は、対象期間にかかる報酬として、事前に定める数の当社株式及び金銭を当該対象期間終了後に交付する類型の株式報酬制度となります。対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1事業年度とします。

具体的には、当社は、本制度の導入後、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1ヶ月以内に開催する当社の取締役会において、各社外取締役に対して支給する株式ユニット数（以下「支給ユニット数」といいます。）を事前に定めたうえで、当該各社外取締役のうち、後記（2）の条件を満たした者に対して、対象期間にかかる報酬として、対象期間終了後に開催する当社の取

締役会決議に基づき、支給ユニット数に応じて当社取締役会が定める当社株式の割当てを受けるために社外取締役が給付することとなる現物出資財産としての金銭報酬債権及び当該株式の交付に伴い生じる納税資金確保のための金銭を支給します。社外取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することで、当社株式について発行又は処分を受けることになります。なお、対象期間終了後に社外取締役に付与される金銭報酬債権額及び納税資金確保のための金銭額の合計額は、各社外取締役の支給ユニット数に、対象期間終了後に開催される当社株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることにより算定するものとし、各社外取締役への具体的な支給時期及び配分、納税資金確保のための金銭の割合については、取締役会において決定することいたします。

また、支給ユニット数に応じた当社株式の割当てのために社外取締役に対して支給する金銭報酬債権の額及び金銭の額が上記の本制度に関する報酬等の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、支給する当社株式の数及び金銭の額を合理的な方法によって減少させることとします。

これにより社外取締役が発行又は処分を受ける当社株式の総数は、年1万6千株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他本制度により発行又は処分をされる当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

## (2) 社外取締役に対する報酬の支給条件

社外取締役が対象期間中継続して当社の取締役の地位を有することを本制度に基づく報酬を支給する条件とし、社外取締役が、対象期間中に正当な理由なく当社の取締役を退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定めるものとします。）に該当した場合には、社外取締役に対して本制度に基づいた金銭報酬債権及び金銭は支給されず、当社株式も交付されません。

ただし、対象期間中に社外取締役が死亡により退任した場合、当該社外取締役の相続人に対して、当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で支給するものとします。なお、対象期間中に社外取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合、当社取締役会が必要に応じて合理的に調整する数の当社株式及び金銭を支給するものとします。

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会とします。）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到

来することが予定されている時に限ります。) であって、かつ、当該組織再編等に伴い社外取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で支給するものとします。

以 上

# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済情勢は、日本での企業収益及び雇用・所得環境の改善、設備投資の持ち直し、米国での堅調な個人消費等を背景に緩やかな回復傾向で推移しました。一方で、各国におけるインフレや金融引き締めの影響、中国経済の先行き懸念、資源価格の高止まりや地政学的リスクもあり、総じて先行き不透明な状況で推移しました。自動車業界においては、一時期のEV関連投資への集中の反動から、一部の自動車メーカーにおいてリスクトラや開発投資減速の動きが見られました。

そのような環境下、自動運転及び先進運転支援システムに対するニーズは引き続き拡大しており、それに応じて量産車における当社グループが提供するHDマップの搭載台数が増加しました。当社グループは各国でHDマップの整備を進めており、世界における整備距離数の合計は150万km超に達しています。また、国内では高齢化・人口減少問題が顕在化し、持続可能な社会の実現が求められる中で、社会・産業のデジタル化を進める取り組みが加速しており、自動車向け以外の分野においても、高精度3次元データを見える化するViewerプロダクト、HDマップの生成技術を応用したGuidanceプロダクトの取り扱いが拡大しました。また、複数の国家プロジェクトを受託し、当社が保有する高精度3次元データ及び関連技術、各種知見を提供することにより社会課題解決に向けた取り組みに貢献しております。

当社グループでは、「デジタル社会のインフラとして高精度位置情報基盤をグローバルに構築し、自動運転をはじめとする新しい未来を拓く」をパーカスとして掲げ、自動車関連及びスマートシティ等、様々な用途に向けた高精度3次元データの構築・提供を行っております。また、現実の世界をデジタル空間に複製する高精度3次元データのプラットフォーマーとして、様々な産業分野におけるイノベーションを支えることをミッションとして掲げ、多方面のお客様に価値あるサービスを提供できる組織体制を整え、パーカスの実現に向けた各施策を実行してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は7,465百万円(前期比34.1%増加)、営業損失は1,219百万円(前期 営業損失2,554百万円)、経常損失は1,414百万円(前期 経常損失2,490百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は1,544百万円(前期 親会社株主に帰属する当期純損失4,049百万円)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,442百万円です。主な内容は、北米における地図データ整備費用であります。

## (3) 資金調達の状況

2025年3月27日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額5,310百万円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は以下のとおりであります。

### ① 事業成長の実現及び収益性の向上

当社グループの事業は依然赤字状態にあり、収益性の向上に努めて黒字化を早期に実現することが特に財務上求められ、その対応が事業の持続的成長にもつながると理解しております。既存顧客との間では契約に基づく成果を生み今後も安定して継続する長期的な取引関係を築く他、車載向け事業に限らず広く潜在顧客との取引を実現し、事業・売上規模の大きな拡大を実現することを重要な課題として広範に対応を進めてまいります。

### ② 優秀な人材の採用と育成

当社グループの将来にわたる持続的成長に向けて、優秀な人材の採用と育成が欠かせないものと認識しております。特に、技術革新の激しい当社グループの事業領域においては、当社グループの競争優位性を維持・拡大することにつながる技術向上を担うエンジニアの獲得あるいは育成が不可欠であると考えております。当社グループでは、優秀な人材の獲得に向けて今後も積極的な採用活動を実施するとともに、人材の育成と維持のための社内トレーニング体制の強化や企業文化の醸成などの施策を推進してまいります。

### ③ 内部統制の強化

当社グループは、次世代交通におけるインフラとしての役割を担う企業として、ユーザーや市場からの信頼が必要不可欠であると考えております。情報管理、財務、IT、その他の社内制度などを含めた内部統制の継続的な策定、強化、改善を実施することで信頼を獲得し、企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。

#### ④ HDマップ整備・更新プロセスの改善

地物の選定、品質基準等、既存のプロセスの見直しや、Dynamic Map Platform North America, Inc.とのより一層の技術統合を強力に推進することでプロダクト生成の低コスト化を追求し、合理的で競争力のあるプロセスを確立します。特に、計測・図化の自動化、省人力化を徹底するほか、国や地方自治体と連携しオープンデータを活用することで整備費を圧縮し、競争力の強化を図ります。

また、データ更新のコストと鮮度の維持について課題ととらえており、対策を実行しております。

#### ⑤ コスト低減に資する研究開発

Dynamic Map Platform North America, Inc.も含め衛星画像利用等によるモバイル・マッピング・システム(MMS)以外の計測手法の開発、自動図化等のプロダクトによる生産性と効率の向上など、今後の成長に必要な技術開発力を強化します。また、更新コスト低減のキーとなる変化点抽出の効率化（自動化）については他社との提携なども含めて技術開発を進めます。

#### ⑥ 情報管理体制の強化

当社グループでは、自社情報の他、提供するソリューションに関連して取得される、人物の顔と表札を個人情報に該当するものとして取り扱っております。これらの個人情報を保護するため、当社では個人情報保護に係るルールの整備や施策を講じ、流出等の事態が生じないよう万全の注意を払っておりますが、今後も社内教育の充実、施策の強化・整備を実施してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                 | 第6期<br>(2022年3月期) | 第7期<br>(2023年3月期) | 第8期<br>(2024年3月期) | 第9期(当期)<br>(2025年3月期) |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売上高                | —百万円              | 3,681百万円          | 5,567百万円          | 7,465百万円              |
| 営業損失(△)            | —百万円              | △3,999百万円         | △2,554百万円         | △1,219百万円             |
| 経常損失(△)            | —百万円              | △3,453百万円         | △2,490百万円         | △1,414百万円             |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) | —百万円              | △4,117百万円         | △4,049百万円         | △1,544百万円             |
| 1株当たり当期純損失(△)      | —円                | △236.25円          | △215.24円          | △81.80円               |
| 総資産                | —百万円              | 18,532百万円         | 14,241百万円         | 15,975百万円             |
| 純資産                | —百万円              | 8,786百万円          | 4,854百万円          | 8,958百万円              |
| 1株当たり純資産額          | —円                | 465.56円           | 256.68円           | 378.15円               |

(注) 1. 第6期は連結計算書類を作成しておりませんでしたので、記載しておりません。

2. 当社は、2023年2月5日付で普通株式1株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。  
1株当たり当期純損失(△)及び純資産額については、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当記載事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                      | 資本金       | 当社の出資比率   | 主要な事業内容                                    |
|------------------------------------------|-----------|-----------|--------------------------------------------|
| Dynamic Map Platform North America, Inc. | 1,850米ドル  | 100%      | 高精度3次元地図データの製作と提供                          |
| Dynamic Map Platform Europe, GmbH        | 25,000ユーロ | 100%      | 当社グループ事業の拡販、市場調査                           |
| ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社                | 百万円<br>75 | %<br>95.1 | 高精度3次元位置情報データ及びファイナンス・決済等のパッケージ商品の企画・開発・販売 |

### ③ 特定完全子会社に関する事項

該当記載事項はございません。

- ④ その他  
該当記載事項はございません。

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

| 事業   | 主要製品                                                                          |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 国内事業 | 自動運転、先進運転支援システム向けHDマップの生成・販売<br>インフラ管理、デジタルインフラ構築、除雪などの用途の高精度3次元位置情報データの製作と提供 |
| 海外事業 | 自動運転、先進運転支援システム向けHDマップの生成・販売                                                  |

(8) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

| 名称                                       | 所在地         |
|------------------------------------------|-------------|
| 本社                                       | 東京都渋谷区      |
| Dynamic Map Platform North America, Inc. | 米国ミシガン州リボニア |

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

- ① 企業集団の従業員の状況  
正社員224名（前連結会計年度比34人減）
- ② 当社の従業員の状況  
正社員72名（前事業年度比8人増）

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| シンジケートローン    | 2,500百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 650百万円   |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 700百万円   |
| 株式会社福岡銀行     | 187百万円   |
| 株式会社SBI新生銀行  | 180百万円   |

(注) 上記シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社商工組合中央金庫を幹事とする計5社からの協調融資によるものであります。

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

(2) 発行済株式の総数 23,624,850株

(3) 株主数 5,362名

(4) 大株主（上位10位）

| 株 主 名                  | 持 株 数                  | 持 株 比 率 |
|------------------------|------------------------|---------|
| 株式会社INCJ               | 6,575,500 <sup>株</sup> | 27.83%  |
| 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構    | 3,478,350 <sup>株</sup> | 14.72%  |
| 三菱電機株式会社               | 1,560,000 <sup>株</sup> | 6.60%   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）     | 1,206,400 <sup>株</sup> | 5.10%   |
| 三菱HCキャピタル株式会社          | 1,000,000 <sup>株</sup> | 4.23%   |
| 株式会社SBI証券              | 916,000 <sup>株</sup>   | 3.87%   |
| 三井物産株式会社               | 710,500 <sup>株</sup>   | 3.00%   |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 593,499 <sup>株</sup>   | 2.51%   |
| SBI4&5投資事業有限責任組合       | 508,400 <sup>株</sup>   | 2.15%   |
| 株式会社ゼンリン               | 480,000 <sup>株</sup>   | 2.03%   |
| 株式会社パスコ                | 480,000 <sup>株</sup>   | 2.03%   |

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当記載事項はございません。

(6) その他株式に関する重要な事項  
該当記載事項はございません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名称                      | 第2-A回新株予約権                                     | 第6回新株予約権                                                   | 第9回新株予約権                                                  |                                                            |
|-------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                   | 2021年1月29日                                     | 2021年8月17日                                                 | 2022年5月20日                                                |                                                            |
| 新株予約権の数                 | 180個                                           | 40個                                                        | 105個                                                      |                                                            |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）1 | 普通株式9,000株                                     | 普通株式2,000株                                                 | 普通株式5,250株                                                |                                                            |
| 新株予約権の払込金額              | 新株予約権と引き換えに払い込みは要さない                           | 新株予約権と引き換えに払い込みは要さない                                       | 新株予約権と引き換えに払い込みは要さない                                      |                                                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  | 新株予約権1個あたり<br>90,850円<br>(1株あたり1,817円)<br>(注)2 | 新株予約権1個あたり<br>150,000円<br>(1株あたり3,000円)                    | 新株予約権1個あたり<br>170,000円<br>(1株あたり3,400円)                   |                                                            |
| 新株予約権の行使期間              | 自 2023年2月27日<br>至 2030年6月24日                   | 自 2023年8月18日<br>至 2031年6月23日                               | 自 2024年5月21日<br>至 2032年3月10日                              |                                                            |
| 新株予約権の主な行使条件            | (注)3                                           | (注)3                                                       | (注)3                                                      |                                                            |
| 役員の保有状況                 | 取締役<br>(社外取締役を除く)                              | 新株予約権の数<br>：180個<br>目的となる株式数<br>：9,000株（注）1<br>保有者数<br>：2名 | 新株予約権の数<br>：40個<br>目的となる株式数<br>：2,000株（注）1<br>保有者数<br>：1名 | 新株予約権の数<br>：-個<br>目的となる株式数<br>：-株<br>保有者数<br>：-名           |
|                         | 社外取締役                                          | 新株予約権の数<br>：-個<br>目的となる株式数<br>：-株<br>保有者数<br>：-名           | 新株予約権の数<br>：-個<br>目的となる株式数<br>：-株<br>保有者数<br>：-名          | 新株予約権の数<br>：-個<br>目的となる株式数<br>：-株<br>保有者数<br>：-名           |
|                         | 監査役                                            | 新株予約権の数<br>：-個<br>目的となる株式数<br>：-株<br>保有者数<br>：-名           | 新株予約権の数<br>：-個<br>目的となる株式数<br>：-株<br>保有者数<br>：-名          | 新株予約権の数<br>：105個<br>目的となる株式数<br>：5,250株（注）1<br>保有者数<br>：2名 |

(注) 1 : 2023年2月5日付の株式分割（1:50）後の株式数。

(注) 2 : 2025年3月27日の株式公開時の新株発行に伴う行使価額の調整後の価額。

(注) 3 : 本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当会社又はその子会社の取締役、監査役、又は使用人の地位に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できる。ただし、会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中隨時本新株予約権を行使する権利を有する。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了する。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断する。

|                        |                                                                                          |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                     | 第14回新株予約権                                                                                |
| 発行決議日                  | 2024年12月16日                                                                              |
| 新株予約権の数                | 204,700個                                                                                 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式204,700株                                                                             |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引き換えに払い込みは要さない                                                                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権 1 個あたり<br>1,200円<br>(1 株あたり1,200円)                                                 |
| 新株予約権の行使期間             | 自 2026年12月17日<br>至 2034年12月11日                                                           |
| 新株予約権の主な行使条件           | (注) 4                                                                                    |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く)<br><br>新株予約権の数<br>: 142,000個<br>目的となる株式数<br>: 142,000株<br>保有者数<br>: 2名 |
|                        | 社外取締役<br><br>新株予約権の数<br>: 23,100個<br>目的となる株式数<br>: 23,100株<br>保有者数<br>: 1名               |
|                        | 監査役<br><br>新株予約権の数<br>: 39,600個<br>目的となる株式数<br>: 39,600株<br>保有者数<br>: 3名                 |

(注) 4 : 本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当会社又はその子会社の取締役、監査役、又は使用人の地位に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できる。ただし、会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中隨時本新株予約権行使する権利を有する。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了する。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断する。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

|                        |                                          |                                                                  |
|------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 名称                     | 第14回新株予約権                                |                                                                  |
| 発行決議日                  | 2024年12月16日                              |                                                                  |
| 新株予約権の数                | 581,350個                                 |                                                                  |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 普通株式581,350株                             |                                                                  |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引き換えに<br>払い込みは要さない                 |                                                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権 1 個あたり<br>1,200円<br>(1 株あたり1,200円) |                                                                  |
| 新株予約権の行使期間             | 自 2026年12月17日<br>至 2034年12月11日           |                                                                  |
| 新株予約権の主な行使条件           | (注) 5                                    |                                                                  |
| 使用者への交付状況              | 当社使用者                                    | 新株予約権の数<br>: 581,350個<br>目的となる株式数<br>: 581,350株<br>交付者数<br>: 72名 |

(注) 5 : 本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当会社又はその子会社の取締役、監査役、又は使用者の地位に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できる。ただし、会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中隨時本新株予約権行使する権利を有する。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了する。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断する。

・当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の区分別合計

|                                  | 新株予約権の数  | 交付者数 |
|----------------------------------|----------|------|
| 当社従業員（当社役員を除く）                   | 578,050個 | 71名  |
| 当社子会社の役員及び従業員<br>(当社の役員及び従業員を除く) | 3,300個   | 1名   |

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している有償ストックオプションの状況

| 名称                      | 第7回新株予約権                                | 第7回新株予約権                                                            | 第10回新株予約権                                                        |                                                                     |
|-------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                   | 2021年8月17日                              | 2022年1月19日                                                          | 2022年5月20日                                                       |                                                                     |
| 新株予約権の数                 | 2,450個                                  | 400個                                                                | 7,519個                                                           |                                                                     |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）1 | 普通株式122,500株                            | 普通株式20,000株                                                         | 普通株式375,950株                                                     |                                                                     |
| 新株予約権の払込金額              | 新株予約権1個あたり<br>750円                      | 新株予約権1個あたり<br>750円                                                  | 新株予約権1個あたり<br>750円                                               |                                                                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  | 新株予約権1個あたり<br>150,000円<br>(1株あたり3,000円) | 新株予約権1個あたり<br>150,000円<br>(1株あたり3,000円)                             | 新株予約権1個あたり<br>170,000円<br>(1株あたり3,400円)                          |                                                                     |
| 新株予約権の行使期間              | 自 2022年8月24日<br>至 2031年6月23日            | 自 2022年8月24日<br>至 2031年6月23日                                        | 自 2022年8月24日<br>至 2032年3月10日                                     |                                                                     |
| 新株予約権の主な行使条件            | (注) 2                                   | (注) 2                                                               | (注) 3                                                            |                                                                     |
| 役員の保有状況                 | 取締役<br>(社外取締役を除く)                       | 新株予約権の数<br>: 2,450個<br>目的となる株式数<br>: 122,500株 (注) 1<br>保有者数<br>: 2名 | 新株予約権の数<br>: 400個<br>目的となる株式数<br>: 20,000株 (注) 1<br>保有者数<br>: 1名 | 新株予約権の数<br>: 7,519個<br>目的となる株式数<br>: 375,950株 (注) 1<br>保有者数<br>: 2名 |
|                         | 社外取締役                                   | 新株予約権の数<br>: -個<br>目的となる株式数<br>: -株<br>保有者数<br>: -名                 | 新株予約権の数<br>: -個<br>目的となる株式数<br>: -株<br>保有者数<br>: -名              | 新株予約権の数<br>: -個<br>目的となる株式数<br>: -株<br>保有者数<br>: -名                 |
|                         | 監査役                                     | 新株予約権の数<br>: -個<br>目的となる株式数<br>: -株<br>保有者数<br>: -名                 | 新株予約権の数<br>: -個<br>目的となる株式数<br>: -株<br>保有者数<br>: -名              | 新株予約権の数<br>: -個<br>目的となる株式数<br>: -株<br>保有者数<br>: -名                 |

(注) 1 : 2023年2月5日付の株式分割（1:50）後の株式数。

(注) 2 : 本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当会社又はその子会社の取締役、監査役、又は使用人の地位に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できる。ただし、会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中隨時本新株予約権

を行使する権利を有する。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了する。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断する。また、2022年3月期乃至2026年3月期において、当社の連結売上高が2,100百万円を超過しなければならない。

(注) 3 : 本新株予約権の付与日以降、当該新株予約権の行使時に至るまで、継続して当会社又はその子会社の取締役、監査役、又は使用人の地位に留まっていたものでなければならない。新株予約権者は、行使資格を有しなくなった場合、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、終了日直後の30日間に限り本新株予約権を行使できる。ただし、会社都合で正当事由なく当会社に解雇されたことにより当該行使資格を有しなくなったものである場合は、新株予約権者は、本新株予約権の行使に関する他の条件が充足されていることを条件として、総行使期間中隨時本新株予約権を行使する権利を有する。新株予約権者が正当事由により解雇された場合、本新株予約権は正当事由による解雇日をもって自動的に終了する。なお、上記の解雇の正当事由については当会社の取締役会で判断する。また、2023年3月期乃至2027年3月期において、当社の連結売上高が3,060百万円を超過しなければならない。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

| 氏 名     | 会社における地位   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                             |
|---------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 吉 村 修 一 | 代表取締役社長CEO | Dynamic Map Platform North America, Inc. Chairman<br>Dynamic Map Platform Europe, GmbH Managing Director<br>ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社取締役 |
| 麻 生 紀 子 | 取締役        | グループ技術・生産担当                                                                                                                              |
| 鈴 木 秀 和 | 取締役 (非常勤)  | 株式会社アトラエ取締役CFO                                                                                                                           |
| 加 藤 徹 行 | 監査役        | ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社監査役                                                                                                             |
| 中 山 達 也 | 監査役 (非常勤)  | 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー                                                                                                                  |
| 大 橋 俊 之 | 監査役 (非常勤)  | 株式会社技術承継機構職員<br>株式会社篠原製作所社外取締役<br>京和精工株式会社社外取締役<br>株式会社天鳥代表取締役                                                                           |

- (注) 1. 取締役鈴木秀和氏は社外取締役であります。  
2. 監査役加藤徹行氏、中山達也氏及び大橋俊之氏は社外監査役であります。  
3. 監査役加藤徹行氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 監査役大橋俊之氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5. 当社は、取締役鈴木秀和氏、監査役加藤徹行氏及び大橋俊之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 退任時の地位 | 氏 名     | 退任時の担当及び重要な兼職の状況                                                                                         | 退 任 日      |
|--------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 取締役    | 細 谷 昌 良 | Dynamic Map Platform North America, Inc. Director<br>Dynamic Map Platform Europe, GmbH Managing Director | 2024年6月26日 |
| 取締役    | 志 賀 俊 之 | 株式会社INCJ代表取締役会長<br>株式会社技術承継機構社外取締役<br>株式会社and Capital社外取締役                                               | 2024年6月26日 |

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合であって、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額を超える部分については損害賠償責任を負わない旨を定めた契約を締結しております。

## (4) 補償契約の内容の概要

該当記載事項はございません。

## (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に起因する損害賠償金と争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役及び子会社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2023年9月29日に開催した臨時株主総会において、上場申請を特定の日付のものに限定することなく、上場申請が承認され上場することを条件として、当該上場日付で、取締役の金銭報酬の上限を年額1億円以内から年額5億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）に、監査役の金銭報酬の上限を年額1,500万円以内から5,000万円以内に改定すると決議しました。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は3名です。

## ② 取締役の個人別の報酬等の決定方法及び内容の概要

当社は、取締役の報酬等に関する評価・決定プロセスにおける公平性、客觀性、透明性の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。当社の報酬諮問委員会の役割は、取締役会の諮問に応じ、取締役の報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について審議し、答申を行うこととしております。

報酬諮問委員会は、代表取締役社長と社外取締役で構成されます。委員長は取締役会の決議により、社外取締役の中から選任することとしております。当社の取締役の個人別の報酬額の決定方針は、報酬諮問委員会において、その妥当性を検証したうえで取締役会において決定しており、取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関しては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、取締役の役割及び職責等にふさわしい水準とすることを基本方針としております。報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

また、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、従業員給与とのバランス及び経営内容等を勘案して、取締役の個人別の報酬等の額を、取締役会で決定します。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|---------------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                     | 基本報酬             | 業績運動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 56<br>(3)           | 43<br>(3)        | 13<br>( - ) | ( - )      | 4<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12<br>(12)          | 12<br>(12)       | -<br>( - )  | ( - )      | 3<br>(3)              |

(注) 1. 当事業年度末日時点の取締役は3名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。上記の支給員数と相違しておりますのは、2024年6月26日に退任した取締役1名が含まれているためであります。

2. 業績運動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績運動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結での売上高と営業利益、個人別の担当管掌において果たすべき役割に係るOKR評価であります。

当該業績指標を選定した理由は、当社の経営計画達成に向けたインセンティブとして機能するようにしたものです。

業績運動報酬等の額の算定方法は、報酬予算額の30%を連結売上高と連結営業利益の達成度合い、残り70%のうち20%がOKR評価のうちルーフショット目標の達成度合い、50%が同ムーンショット目標の達成度合いとして算定しております。

なお、当事業年度を含む連結売上高と連結営業利益の推移は、1. 企業集団の現況に関する事項の(5) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

3. 非金銭報酬等として取締役及び監査役に対して新株予約権を交付しております。

当該新株予約権の内容及びその交付状況は3. 会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。

### ④ その他

上記のほか、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、株主重視の経営意識を高めること等を目的として、「基本報酬」及び「業績運動報酬等」とは別に中期的な売上規模行使条件とした業績運動型有償ストックオプションを取締役（社外取締役を除く）に対し発行しております。

## (7) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役鈴木秀和氏は、株式会社アトラ工取締役CFOであります。株式会社アトラ工と当社の間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役中山達也氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナーであります。西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社の間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役大橋俊之氏は、株式会社技術承継機構職員、株式会社篠原製作所社外取締役、京和精工株式会社社外取締役、株式会社天鳥代表取締役であります。株式会社技術承継機構、株式会社篠原製作所、京和精工株式会社、株式会社天鳥と当社の間には、特別な関係はありません。

### ② 当該事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                 |
|-------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 鈴木秀和 | 当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席いたしました。<br>出席した取締役会において、長年にわたる大手金融機関での従事を通じて金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験、加えてCFOとして経営に参画していることを活かして意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。            |
| 社外監査役 | 加藤徹行 | 当事業年度開催の取締役会23回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。<br>出席した取締役会において、金融関係業務や複数社における監査役経験による豊富な知識や高い見識等を活かして適宜発言を行っております。また、監査役会において、常勤監査役として当社のコンプライアンス体制等、監査に関する重要事項について適宜必要な発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 中山達也 | 当事業年度開催の取締役会23回、監査役会13回のすべてに出席いたしました。<br>出席した取締役会において、企業法務に関する豊富な知識を活かして適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等、監査に関する重要事項について適宜必要な発言を行っております。                             |
| 社外監査役 | 大橋俊之 | 当事業年度開催の取締役会22回、監査役会13回に出席いたしました。<br>出席した取締役会において、幅広い投資事業に携わり投資先の経営にも参画したことによる豊富な知識、経験や高い見識等を活かして適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等、監査に関する重要事項について適宜必要な発言を行っております。    |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支払額   |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 43百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 98百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の連結子会社であるDynamic Map Platform North America, Inc.等は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているPricewaterhouseCoopersの監査業務を受けており、当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当該報酬を含めております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」の基本方針を以下のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令及び定款の遵守を経営の重要課題として位置づけ、その徹底を図るための体制整備に努める。
- (b) 取締役会は、法令及び定款の定めに従い、監査役出席のもと、定期的に開催する。
- (c) 取締役は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、担当する部署の内部統制を整備する。
- (d) 監査役は、取締役による内部統制システムの構築及び運用の状況について監査する。
- (e) 各種社内規則、業務処理マニュアル等により、職務権限及び意思決定の方法並びに標準的な業務処理方法を定める。また、弁護士等の専門家から適宜アドバイスを受けながら遵法精神に則り職務を執行する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報を文書（取締役会議事録、執行役員会議議事録、稟議書等）で記録し、文書取扱規則に従い、10年間保存することとする。
- (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を開覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 各部門は、所管業務に内在するリスクを把握し、必要な回避策や低減策を講じたうえで職務を遂行する。
- (b) 個別のリスクについては、リスク・コンプライアンスに関する規則等により構築したリスク管理体制に基づき、管理する。
- (c) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 重要事項については取締役会及び経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- (b) 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (a) 当社が定める関係会社管理規則において、子会社の業績や財務状況については定期的に、その他の重要な情報についてはその都度、子会社より当社への報告を義務付ける。
  - (b) 子会社のリスク管理に関する基本方針及びリスク評価に関する事項を含む社内規定を定め、これに従いリスク管理を実践する。
  - (c) コンプライアンス関連規則を策定するとともに、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス教育を適時に実施する。
  - (d) 内部監査部門は、内部監査規則に基づき子会社の監査を実施し、その結果について社長に報告する。また、法令に違反する事実又は子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、直ちに社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役へ報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
  - (a) 監査役が必要とした場合、補助すべき職務の内容及び必要な員数等について監査役と協議のうえ、適切な使用人に監査役の職務を補助させ、効率的な監査業務に資するよう努める。この場合、当該使用人は、監査補助業務に関しては監査役の指示に従い、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
  - (b) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の事前の同意を必要とする。
- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実又は当社及び子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。
  - (b) 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、直ちに監査役に報告しなければならない。
  - (c) 前2号の報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に関する体制
  - (a) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づき費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制
  - (a) 監査役は、取締役会に加えて執行役員会議等の重要な会議にも出席する。
  - (b) 代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については断固これを拒絶することを基本方針とする。また、取引先がこれらと関わる個人、法人及び諸団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
  - (b) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役会は、社外取締役1名を含む3名で構成され、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。当事業年度においては、取締役会を23回開催いたしました。その他、報酬諮問委員会を3回開催いたしました。社外監査役2名は、取締役会への出席の他、必要に応じて取締役、使用人にヒアリングを行うことで内部統制システムの構築及び運用の状況について確認しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録については、法令の規定に従い保管しています。また、取締役会資料並びに議事録は電子化し、取締役が閲覧可能なサーバに保存しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
各部門は、所管業務に内在するリスクを把握し、必要な回避策や低減策を講じたうえで職務を遂行しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
職務権限規則により取締役会に付議あるいは回付する事項を定め、取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保しております。年度予算計画は全社で共有し、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築しております。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
米国Dynamic Map Platform North America, Inc.に対し当社から取締役会議長を含む3名の取締役を派遣し、取締役の過半数を占めています。ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社に対し当社から代表取締役を含む2名の取締役を派遣し、取締役の過半数を占めています。欧州Dynamic Map Platform Europe, GmbHについては、3名の取締役を派遣し、取締役の過半数を占めています。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制  
当事業年度においては、監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを必要としま

せんでした。

- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席して業務の運営や課題等について報告を受けるとともに、必要に応じ、当社の取締役及び使用人に対して職務執行の状況等について報告を求めることができます。

- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に関する体制  
当事業年度においては、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づき費用の前払い等の請求をしたことはありませんでした。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われるこことを確保するための体制  
監査役は、取締役会への出席に加えて、部長会議の報告資料が回付され、業務の執行状況を適宜把握しています。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
社規「リスク・コンプライアンスに関する規則」において、反社会的勢力とは関係を遮断することとしており、取引先との契約においてはいわゆる暴排条項を盛り込んでおります。

#### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく方針でありますが、現在のところは配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

現時点では、当社グループの事業は成長過程にあるため、財務体質強化と今後の事業拡大のために必要な内部留保の確保を優先し、なお一層の事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。また、内部留保資金につきましては、製品開発の継続的な実施や人材採用・育成の強化のために優先的に充当し、事業基盤の強化を図っていく予定であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 產	12,562	流 動 負 債	6,024
現 金 及 び 預 金	8,383	買 掛 金	440
売 掛 金 及 び 契 約 資 產	3,976	1年内返済予定の長期借入金	3,491
未 収 入 金	41	リ 一 ス 債 務	45
そ の 他	161	未 払 金	398
固 定 資 產	3,413	未 払 費 用	203
有 形 固 定 資 產	652	未 払 法 人 税 等	10
建 物 附 屬 設 備	0	契 約 負 債	1,300
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	43	賞 与 引 当 金	87
工 具、器 具 及 び 備 品	555	役 員 賞 与 引 当 金	7
リ 一 ス 資 產	52	災 害 損 失 引 当 金	18
無 形 固 定 資 產	2,644	そ の 他	20
ソ フ ト ウ エ ア	2,464	固 定 負 債	991
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	179	長 期 借 入 金	750
投 資 そ の 他 の 資 產	117	リ 一 ス 債 務	54
敷 金 及 び 保 証 金	112	繰 延 税 金 負 債	139
そ の 他	4	そ の 他	47
		負 債 合 計	7,016
		(純資産の部)	
		株 主 資 本	8,680
		資 本 金	2,755
		資 本 剰 余 金	9,567
		利 益 剰 余 金	△3,642
		その他の包括利益累計額	253
		為替換算調整勘定	253
		新 株 予 約 権	19
		非 支 配 株 主 持 分	5
		純 資 產 合 計	8,958
資 產 合 計	15,975	負 債・純資産合計	15,975

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 売	上 高		7,465
売 売	上 原 価		6,144
売 売	上 総 利 益		1,320
販 販	売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,540
営 営	業 損 失		1,219
営 営	業 外 収 益		
受 取	利 息	31	
補 助	金 収 入	81	
そ の	他	4	116
営 営	業 外 費 用		
支 払	利 息	187	
上 場	関 連 費 用	69	
為 替	差 損	10	
支 払	手 数 料	39	
そ の	他	4	311
経 常	損 失		1,414
税 金 等	調 整 前 当 期 純 損 失		1,414
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		8	
法 人 税 等 調 整 額		121	130
当 期 純 損 失			1,544
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			0
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			1,544

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2024年4月1日残高	100	10,090	△5,276	4,914
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	2,655	2,655		5,310
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,544	△1,544
剰余金の処分		△3,178	3,178	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	2,655	△523	1,633	3,765
2025年3月31日残高	2,755	9,567	△3,642	8,680

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2024年4月1日残高	△85	△85	19	5	4,854
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					5,310
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△1,544
剰余金の処分					-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	338	338	-	△0	338
連結会計年度中の変動額合計	338	338	-	△0	4,104
2025年3月31日残高	253	253	19	5	8,958

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

Dynamic Map Platform North America, Inc.

Dynamic Map Platform Europe, GmbH

ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社

Dynamic Map Platform Korea, LLC

Dynamic Map Platform Arabia Limited

DYNAMIC MAP PLATFORM DATA - L.L.C

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Dynamic Map Platform North America, Inc., Dynamic Map Platform Europe, GmbH, Dynamic Map Platform Korea, LLC, Dynamic Map Platform Arabia Limited及びDYNAMIC MAP PLATFORM DATA - L.L.Cの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法（ただし建物附属設備は定額法）、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

機械装置及び運搬具 5年

工具、器具及び備品 4～15年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

③ 災害損失引当金

災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① ライセンスティー

ライセンスティーについては、地図データ等の引き渡しを履行義務として識別しております。ライセンスティーについては、当該地図データ等を引き渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客が当該地図データ等を検収した時点（顧客の検収がライセンスの使用開始期間より前の場合には、ライセンスの使用開始時点）で収益を認識しております。ただし、量産車両に搭載されるライセンスティーについては、自動車メーカーから対象車両を出荷した時点で履行義務が充足されるため、同時点で収益を認識しております。

② メンテナンスティー

メンテナンスティーについては、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。メンテナンスティーについては、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

### (3) 開発利用料

開発利用料（HDマップ開発に係る費用を当社開発のHDマップの利用そのものへの対価として自動車メーカーより収受するもの）については、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。開発利用料については、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

### (4) 開発プロジェクトに係わる契約

開発プロジェクトに係わる契約については、契約に基づく業務の遂行を履行義務として識別しております。開発プロジェクトに係わる契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定については、対象期日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。子会社における地図データの新規開発における進捗度の測定については、地図データの作成距離に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

### (6) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の支払見込み額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

## 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有 形 固 定 資 産	652百万円
無 形 固 定 資 産	2,644百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候がある当社グループの資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の判断に当たっては、将来の収益獲得が確実であると認められ資産計上を行っているソフトウェアについて、収益獲得の確実性を確認した計画において当初より継続してマイナスとなることが予定されている場合は、

実際のマイナスの額が当該計画にて予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないことをもって減損の兆候はないと判定しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。なお、正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないものについては、回収可能価額をゼロとして評価し算定しております。

(2) 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては会社の直近の事業計画の達成状況、会社を取り巻く経営環境及び市場の動向などに基づき、会社の経営者により承認された事業計画を基礎として算出しております。事業計画の基礎となる売上高、売上原価、販売費および一般管理費、補助金収入の算定にあたり一定の仮定をおいております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

**連結貸借対照表に関する注記**

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 582百万円

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

工具、器具及び備品	0百万円
計	0百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	24百万円
計	24百万円

## **連結損益計算書に関する注記**

上場関連費用に含まれる株式交付費

上場関連費用には、株式交付費25百万円が含まれております。

## **連結株主資本等変動計算書に関する注記**

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 23,624,850株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,021,750株

## **金融商品に関する注記**

1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資金及び借入金で賄っております。一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等に限定して運用しております。また、デリバティブ取引は、後述するリスクをヘッジする目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で4年後であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程及び債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、一定の手元流動性を維持することな

どにより、流動性リスクを管理しております。

③外貨建予定取引に係る為替の変動リスクの管理

外貨建予定取引については、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを軽減するためのヘッジ手段として外貨預金、為替予約等のヘッジ取引を利用しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金及び預金、売掛金及び契約資産、未収入金、買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
敷金及び保証金	112	110	△1
資産計	112	110	△1
長期借入金 (*)	4,241	4,229	△12
リース債務 (*)	100	99	△1
負債計	4,341	4,328	△13

(\*) 長期借入金及びリース債務には1年内返済予定のものを含んでおります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,383	—	—	—
売掛金及び契約資産	3,976	—	—	—
未収入金	41	—	—	—
敷金及び保証金	3	109	—	—
合計	12,404	109	—	—

(注) 2. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	3,491	750	—	—	—	—
リース債務	45	28	23	3	—	—
合計	3,536	778	23	3	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	110	—	110
資産計	—	110	—	110
長期借入金	—	4,229	—	4,229
リース債務	—	99	—	99
負債計	—	4,328	—	4,328

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金、長期借入金及び、リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業は地域により区分されるセグメントから構成されており、当社は「国内」及び「海外」の2つを報告セグメントとしております。

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	国内	海外	
一時点で移転される財又はサービス	488	1,329	1,817
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,205	3,442	5,647
外部顧客への売上高	2,693	4,771	7,465

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,440
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,316
契約資産（期首残高）	607
契約資産（期末残高）	2,659
契約負債（期首残高）	1,096
契約負債（期末残高）	1,300

連結貸借対照表上、契約資産は、売掛金及び契約資産に計上しております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は432百万円であります。

契約負債の増減は、主としてライセンスフィーの前受（契約負債の増加）及び収益認識

(契約負債の減少)によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,254
1年超2年以内	81
2年超3年以内	16
3年超4年以内	16
4年超5年以内	14
5年超	11
合計	1,394

**1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	378円15銭
1株当たり当期純損失	81円80銭

**重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,189	流動負債	4,229
現金及び預金	7,365	1年内返済予定の長期借入金	3,467
売掛金及び契約資産	1,755	リース債務	45
未収入金	30	未払金	418
その他	38	未払費用	30
		未払法人税等	4
		契約負債	134
		賞与引当金	86
		役員賞与引当金	7
		災害損失引当金	18
		その他の	16
固定資産	7,656	固定負債	864
有形固定資産	102	長期借入金	750
建物附属設備	0	リース債務	54
工具、器具及び備品	38	繰延税金負債	12
リース資産	63	その他の	47
無形固定資産	313	負債合計	5,093
ソフトウエア	101	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	212	株主資本	11,732
投資その他の資産	7,241	資本金	2,755
関係会社株式	7,133	資本剰余金	10,146
その他	108	資本準備金	10,146
		利益剰余金	△1,168
		その他利益剰余金	△1,168
		繰越利益剰余金	△1,168
		新株予約権	19
		純資産合計	11,752
資産合計	16,846	負債・純資産合計	16,846

# 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	2,674
売 上 原 価	2,284
売 上 総 利 益	389
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,343
營 業 損 失	953
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	0
補 助 金 収 入	81
雜 収 入	8
	90
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	183
上 場 関 連 費 用	69
為 替 差 損	5
支 払 手 数 料	39
雜 損 失	3
	302
經 常 損 失	1,166
税 引 前 当 期 純 損 失	1,166
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4
法 人 税 等 調 整 額	△2
当 期 純 損 失	1,168

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2024年4月1日残高	100	10,669	-	10,669
事業年度中の変動額				
新株の発行	2,655	2,655		2,655
当期純損失（△）				
準備金から剰余金への振替		△3,178	3,178	-
剰余金の処分			△3,178	△3,178
事業年度中の変動額合計	2,655	△523	-	△523
2025年3月31日残高	2,755	10,146	-	10,146

(単位：百万円)

	株主資本		株主資本合計	新株予約権	純資産合計			
	利益剰余金							
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
2024年4月1日残高	△3,178	△3,178	7,591	19	7,610			
事業年度中の変動額								
新株の発行			5,310		5,310			
当期純損失（△）	△1,168	△1,168	△1,168		△1,168			
準備金から剰余金への振替			-		-			
剰余金の処分	3,178	3,178	-		-			
事業年度中の変動額合計	2,009	2,009	4,141	-	4,141			
2025年3月31日残高	△1,168	△1,168	11,732	19	11,752			

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 ..... 移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く） ..... 定率法

ただし、建物附属設備は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ..... 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

##### 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金 ..... 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金 ..... 役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 災害損失引当金 ..... 災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) ライセンスフィー

ライセンスフィーについては、地図データ等の引き渡しを履行義務として識別しております。

ライセンスフィーについては、当該地図データ等を引き渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、顧客が当該地図データ等を検収した時点（顧客の検収がライセンスの使用開始期間より前の場合には、ライセンスの使用開始時点）で収益を認識しております。ただし、量産車両に搭載されるライセンスフィーについては、自動車メーカーから対象車両を出荷した時点で履行義務が充足されるため、同時点で収益を認識しております。

### (2) メンテナンスフィー

メンテナンスフィーについては、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。

メンテナンスフィーについては、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

### (3) 開発利用料

開発利用料（HDマップ開発に係る費用を当社開発のHDマップの利用そのものへの対価として自動車メーカーより收受するもの）については、契約に基づく期間における地図データ等の更新を履行義務として識別しております。

開発利用料については、契約に基づく一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、契約に基づく一定の期間にわたって収益を認識しております。

### (4) 開発プロジェクトに係わる契約

開発プロジェクトに係わる契約については、契約に基づく業務の遂行を履行義務として識別しております。

開発プロジェクトに係わる契約については、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定については、対象期日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る

進捗度を合理的に見積ることができるときまで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 6. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

### (3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減を目的に、将来の支払見込み額等に基づき実施しており、投機的な取引は行っておりません。

### (4) ヘッジ有効性の評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

## 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。）を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 関係会社株式の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関 係 会 社 株 式	7,133百万円
-------------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

市場価格がない関係会社株式の評価にあたっては、当該株式の実質価額が著しく低下し、かつ回復の可能性が見込めない場合に、減損処理を行うこととしております。

回復可能性の判断においては、関係会社の事業計画等に基づき実質価額が取得価額まで回復するかどうかを検討しております。実質価額が著しく低下した場合とは、実質価額が取得価額に比べおおむね50%以上低下した場合としておりますが、50%未満の低下であっても、30%以上低下した場合は今後著しい低下が発現する可能性が無いかを検討しております。当事業年度末においては、当該株式の実質価額には著しい低下は認められないため、評価損の計上は行っておりません。

② 主要な仮定

当該見積りにおいては、関係会社の直近の事業計画の達成状況、関係会社を取り巻く経営環境及び市場の動向などに基づき、当社の経営者により承認された事業計画を基礎として算出しております。事業計画の基礎となる売上高、売上原価、販売費および一般管理費、補助金収入の算定にあたり一定の仮定をおいております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、事業計画との乖離が生じた場合、及び事業計画との乖離により関係会社の固定資産の収益性が当初の予想よりも低下し帳簿価額を減額させた場合には、一時的に関係会社株式の実質価額が著しく低下する可能性があり、予測不能な事態により関係会社の業績が悪化し将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有 形 固 定 資 産	102百万円
無 形 固 定 資 産	313百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

有形固定資産及び無形固定資産について、減損の兆候がある当社の資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の判断に当たっては、将来の収益獲得が確実であると認められ資産計上を行っているソフトウェアについて、収益獲得の確実性を確認した計画において当初より継続してマイナスとなることが予定されている場合は、実際のマ

イナスの額が当該計画にて予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないことをもって減損の兆候はないと判定しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。なお、正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により算定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込めないものについては、回収可能価額をゼロとして評価し算定しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおいては会社の直近の事業計画の達成状況、会社を取り巻く経営環境及び市場の動向などに基づき、会社の経営者により承認された事業計画を基礎として算出しております。事業計画の基礎となる売上高、売上原価、販売費および一般管理費、補助金収入の算定にあたり一定の仮定をおいております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を有しております。事業計画との乖離が生じた場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産 127百万円

2. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

Dynamic Map Platform North America, Inc.	7百万円
計	7百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	17百万円
短期金銭債務	37百万円

4. 売掛金及び契約資産の内訳

売掛金	267百万円
契約資産	1,487百万円

## **損益計算書に関する注記**

### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	417百万円
営業取引以外の取引高	
固定資産購入高	100百万円
営業取引以外の取引による取引高	6百万円

### 2. 上場関連費用に含まれる株式交付費

上場関連費用には、株式交付費25百万円が含まれております。

## **株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度の末日における自己株式の数  
該当事項はありません。

## **税効果会計に関する注記**

繰延税金資産の発生の主な原因是、税務上の繰越欠損金であり、全額評価性引当を計上しております。

繰延税金負債の発生の主な原因是、資産除去債務であります。

## **収益認識に関する注記**

顧客との契約から生じる収益を認識するための基礎となる情報は、連結注記表の収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Dynamic Map Platform North America, Inc.	所有 直接100%	業務の委託 役員の兼任 経費等の立替	増資の引受	1,510	—	—
				役務の受入 (注1)	288	未払金	14
				固定資産の購入 (注1)	100	未払金	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 價格その他の取引条件は、一般的取引条件を勘案し、協議のうえ決定しております。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	496円63銭
1株当たり当期純損失	61円90銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 市原順二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千葉達哉

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 市原順二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千葉達哉

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には、その他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は、その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。監査人は、

監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に關し各監査役の報告に基づき審議したうえで本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は取締役、内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し取締役及び使用人等から職務執行状況について報告を受け必要に応じ説明を求め重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し適正な監査を実施していることを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日改訂企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき重要な事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 各監査役の意見

監査役会の監査報告と異なる意見を有する監査役はいません。

## 4. 後発事象その他の重要事項

会計監査報告に記載されていない重要な後発事象はありません。また監査のために必要な調査ができなかったこともありません。

2025年5月26日

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社  
監査役会

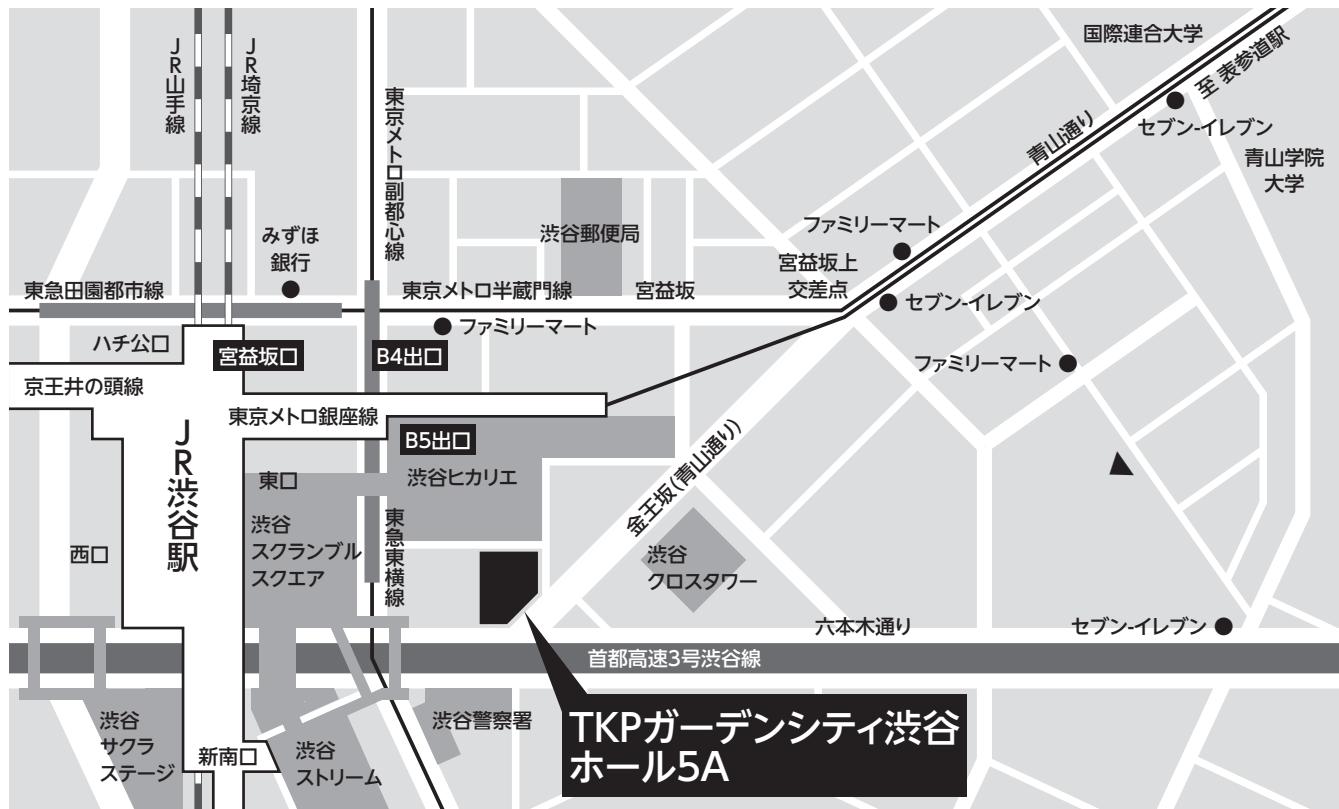
常勤監査役（社外監査役）	加藤徹行
社外監査役	中山達也
社外監査役	大橋俊之

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号

## 渋谷東口ビル5階 TKPガーデンシティ渋谷 ホール5A



交 通 JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅 東口より徒歩3分

東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅 B5番出口より徒歩2分

東急東横線・田園都市線「渋谷」駅 ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分

京王井の頭線「渋谷」駅 中央口より徒歩6分

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社

東京都渋谷区渋谷二丁目12番4号

<https://www.dynamic-maps.co.jp/>

**UD** FONT